

上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金対象工事一覧表

No.	区分	内容
1	屋根の葺替え、塗装等の外装工事	瓦替え等
		外壁塗装等
		樋（とい）の取替え等
2	壁紙の張替え、間取りの変更、床、天井等の内装工事	クロスの張替え等
		間取りの変更
		床の改修、フローリング工事、床暖房等
		天井の張替え等
3	防音、断熱化工事	防音化工事
		断熱材による断熱化等
4	下水道接続工事又はくみ取り槽からの合併処理浄化槽への切替工事	下水道接続工事、住宅から公共下水までの配管工事
		くみ取り槽から合併処理浄化槽への切替工事に伴う配管工事（浄化槽設置整備補助事業の補助対象となる工事を除く。）
5	建具、畳、ふすま、窓ガラス、サッシ工事	建具工事、ドア等の取替え
		畳の入替え、表替え、その他の畳工事
		ふすまの取替え・張替え、障子の取替え・張替え
		窓ガラス、サッシ等の取付け・取替え工事
6	バルコニー等の設置又は補修工事	バルコニー、ウッドデッキ等の設置又は補修
7	パリアフリー対応型住宅改修工事	トイレの洋式化（便座のみの取替えは対象外）
		床の段差解消、手すりの設置等
8	浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事	浴室改修、システムバス等（ボイラーのみの取替えは対象外）
		台所改修、システムキッチン等（IHコンロのみの取替えは対象外）
		トイレの改修（便座のみの取替えは対象外）
		洗面台の改修
9	倉庫、車庫等を住宅に供するための工事	住宅と一体化した建築物（倉庫、車庫等）を居室にするための工事（カーポート、物置等の単体工事は対象外）
10	リフォーム工事に伴う照明器具（LED等）の設置工事	配線工事を伴うLED照明器具等の設置工事
11	廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事	廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事、解体に伴う塀の撤去、樹木伐採、浄化槽解体などの付帯工事（残存家電の処分費は対象外）
12	その他の工事	破損、老朽化による合併処理浄化槽本体の交換工事

【補助の対象とならない工事】

外構工事、省エネを主たる機能とした機材の設置等の工事、物品及び機器を容易に設置又は取替えができるものなど家屋のリフォームに該当しないとみなされる工事。ただし、補助対象となる工事に必要な付帯工事であり、かつ、分別が困難な電気配線工事、配管工事については、補助対象として計上することができる。

【補助対象とならない工事の例】

- * カーポート、物置、倉庫等の設置、改修、解体、撤去工事（廃屋の解体に伴うものを除く。）
- * 鋸、排水、門、塀等の改修工事
- * 庭園の造園、植栽等
- * ソーラーパネル、太陽熱温水器（天日）、エコキュート等の設置工事
- * 家電製品等の設置又は取替えのみの工事（テレビ、冷暖房機、ガスコンロ、IHコンロ、給湯器、温水洗浄便座、照明器具等）
- * 室内装飾品（カーテン、ブラインド等）の取替え
- * 白アリ駆除、防除のための薬剤散布等の工事
- * 土地の売却、家屋の建替えを目的とした解体、撤去工事